

I. 共済会の概要

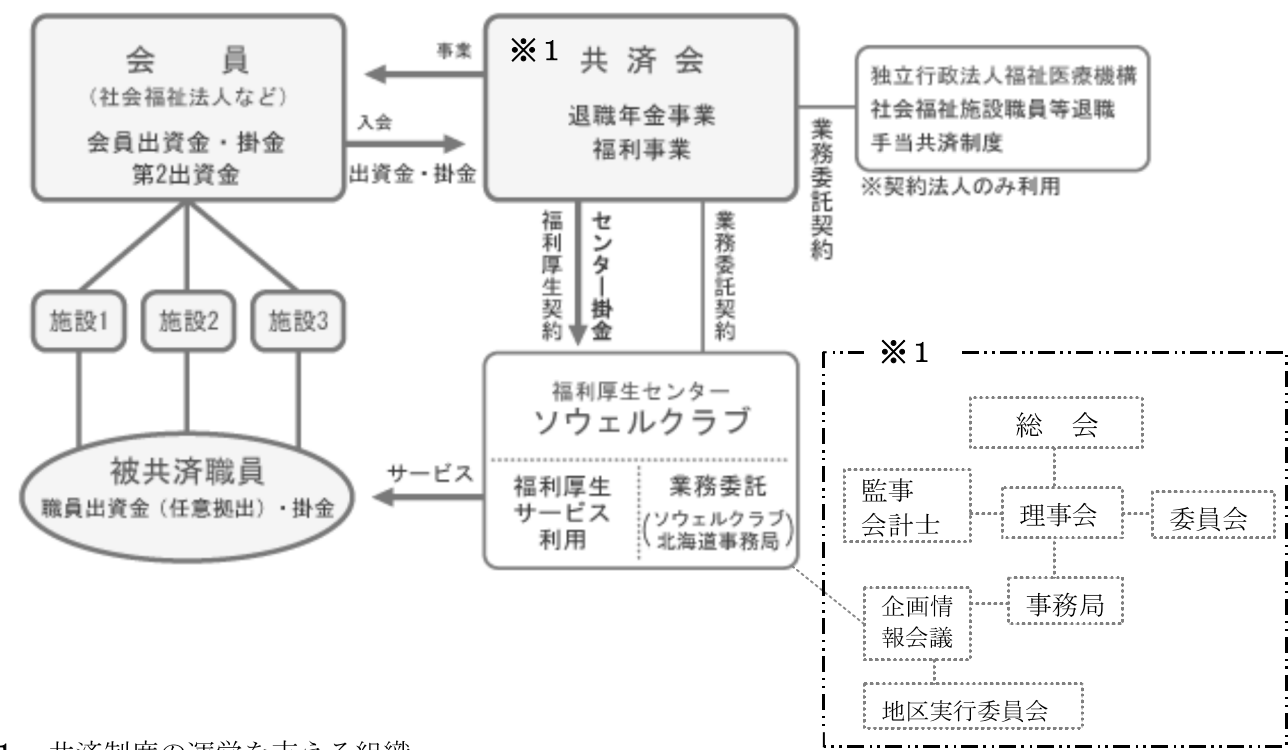
1. 会のしくみ

(1) 会の目的と沿革

共済会は、道内の民間社会福祉事業従事者の処遇向上を図り、民間社会福祉事業の振興に寄与することを目的に、北海道から出資を受け道内の福祉施設経営者による社団法人として、昭和43年4月1日に設立されました。以来、退職後の所得確保のための退職金と在職中の生活支援となる福利厚生を柱に事業を展開しています。また、国の公益法人制度改革に伴い、平成25年4月1日に一般社団法人に移行しました。主な事業の変遷は次のとおり。

- 昭和43年4月 退職手当金支給事業開始
- 昭和47年4月 貸付、給付等福利事業開始。助成、顕彰（永年勤続）事業は昭和56年開始
- 昭和55年4月 社会福祉施設職員等退職手当共済法（現福祉医療機構の実施制度）の業務を受託
- 平成 2年4月 退職手当金支給事業を退職年金事業へ移行。職員出資金制度開始
- 平成 6年4月 福利厚生センター事業受託。平成19年より包括加入
- 平成21年4月 第2退職年金制度開始

(2) 組織



※1 共済制度の運営を支える組織

- 総会 共済会の最高議決機関で、事業主である会員で構成します。
- 理事会 共済会の運営に責任を負う役員会で、業種別代表等の理事12名で構成します。
- 監事会 共済会の運営や予算の執行が適正に行われているか、3名の監事が監査します。
- 会計士 共済会では、監事の他に公認会計士による会計の法定監査が行われます。
- 委員会 理事会の諮問に応え検討し提案します。共済制度運営委員会、資産運用委員会
- 福利厚生企画情報会議 ソウエルクラブ事業について意見を出し、道内での事業を計画します。
- 会員交流事業実行委員会 ソウエルクラブの会員交流事業の地区企画を計画し実施に協力します。

(3) 事業と規程

実施している事業とその関連規程等は下表のとおりです。

区分	事業名		関連規程等
退職	退職年金事業	退職年金／退職一時金 脱退給付金	共済運営規程、退職年金規程、 運用基本方針、運用方針細則
福利	貸付事業	共済ライフサポート資金	共済運営規程、貸付規程
	給付事業	一親等死亡弔慰金／結婚祝金 出産祝金／災害見舞金／ 傷病見舞金	共済運営規程
	助成事業	健康管理助成金／研修助成金	共済運営規程、実施要綱
	永年勤続記念品贈呈事業		共済運営規程、実施要綱
	福利厚生センター事業利用	弔慰金／入学祝品／他	共済運営規程、実施要綱
広報	福祉施設と道民をつなぐ広報事業	ほっかいどう福祉だより「しあわせ」の発行／公益セミナーの開催／福祉職場ガイダンスへの協賛	北海道知事認可の公益目的支出計画
受託	福祉医療機構の退職手当共済制度	退職金	社会福祉施設職員等退職手当共済法
	福利厚生センター事業（ソウエルクラブ）	講習会／会員交流事業／他	社会福祉法、福利厚生センター約款、各実施要綱

2. 会員（事業主）の責務

(1) 会の運営（議決権行使）への参加、年金資産運用への参加

共済会は会員で構成される社団法人のため、定款や規程の制定・変更、役員の選任、その他重要事項の決定は、総会において会員の議決権の行使により決定されます。したがって、総会（定時総会は6月）への出席、欠席の場合は委任状等の提出が必要です。

また、退職年金事業の資産運用は、金融商品取引法を遵守する点から、全会員の運用への参加を前提としており、運用基本方針と運用方針細則を変更する場合には、全会員からの同意確認文書の提出により決定しています。

(2) 退職金支払い者としての規程、会計処理、税務処理への対応

税法上、共済会からの退職年金・退職一時金の支払い者は、事業主である各会員です。このため、会員では、退職金の支給に関する規程を整備して支払い者としての位置づけを明確にすること、会計においても、退職金支払いのための資産及び負債（引当金）の計上と退職時の支払いの処理を行い、併せて税務報告を実施することが求められます。

(3) 共済制度の周知と各種手続き

職員が共済制度について知識を持ち、必要に応じて利用できるよう周知ください。

また、出資金、掛金、償還金については期限までに納付いただき、職員の採用・異動に伴う届出や各種事業の申請などについては、手続きに漏れのないようご注意ください。